

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この入札は令和6年度予算を審議する愛媛県議会において、当初予算の成立を条件として実施する。

令和6年3月4日

愛媛県農林水産研究所長 清水 伸一

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県農林水産研究所本館空調設備保守点検業務委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県農林水産研究所本館空調設備保守点検業務 1式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県農林水産研究所
(松山市上難波甲311)

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するもの

ア 知事の審査を受け、令和5～7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ウ 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- エ 愛媛県内に本社・本店を有し、機器の不具合等の緊急時に直ちに技術員を派遣できる体制を整えていること。
- オ 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- カ 国及び地方公共団体との間に種類及び規模が同程度の空調設備保守業務に係る委託契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること。
- キ 上記アからカの資格を有し、適切かつ確実に委託業務を遂行できることの確認を受けたものであること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加資格確認申請書及び(1)エ、オ、カを証明できる書類を次により提出すること。入札参加資格確認申請書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

令和6年3月4日(月)から令和6年3月15日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県農林水産研究所 総務課
〒799-2405
松山市上難波甲 311
電話 (089) 993-2020

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和6年3月15日(金)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

オ 入札参加資格確認申請書等の様式等

入札説明書による。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問い合わせ先

添付ファイルをダウンロード、又は(2)イに掲げる場所

イ 現地説明

令和6年3月4日(月)から3月15日(金)までの執務時間中、1(5)において、随時、現地説明を行うので、希望者は事前に申し込むこと。

3 入札及び開札

(1) 入札書の提出場所

愛媛県農林水産研究所 総務課

〒799-2405

松山市上難波甲311

電話 (089) 993-2020

(2) 入札の受領期限

令和6年3月22日(金)午前11時00分

(3) 開札の日時

(2)と同じ

(4) 開札の場所

松山市上難波甲311

愛媛県農林水産研究所 1階 小会議室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出すること。電送による提出は、認めない。

(6) 入札書等の様式

入札説明書による。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定による。

(6) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、最低制限価格が設定されているので、それを下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者としな

い。については、次の事項に留意すること。

① 最低制限価格が設定されていること。

② 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと

(7) その他

詳細は、入札説明書による。